

(案)  
造林事業請負契約書

発注者 分任支出負担行為担当官 津軽森林管理署長 ○○ ○○と請負者 株式会社 ○○林業 代表取締役  
○○ ○とは各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び契約内訳書、並びに令和8年3月27日に  
交付した国有林野事業製品生産事業請負契約約款、国有林野事業造林事業請負契約約款、素材の検知業務請負  
契約約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

|               |                                |
|---------------|--------------------------------|
| 案件名称          | 森林環境保全整備事業（綱滝山国有林）             |
| 案件内容・仕様       | 別紙契約内訳書のとおり                    |
| 契約金額<br>(税込み) | 金 円<br>(うち消費税及び地方消費税相当額 円)     |
| 納入期限          | 令和8年12月25日                     |
| 契約期間          | 令和○年○月○日（契約締結日の翌日）～ 令和8年12月25日 |
| 納入場所・履行場所     | 綱滝山国有林203い1林小班外                |
| 契約保証金         | 免除                             |
| 備考            |                                |

この契約書の締結の証として、本文書に対し発注者と請負者が署名を行ったものを本システムで保存し、長期にわたって当該契約の成立及び内容を立証する。

令和8年〇月〇日

発注者 分任支出負担行為担当官  
津軽森林管理署長  
〇〇 〇〇

請負者 〒000-000  
〇〇県〇〇市〇〇  
株式会社〇  
代表取締役 〇

契約内訳書

1 事業名、請負物件、契約面積、請負予定数量、請負予定単価、請負予定金額、事業場所及び生産完了検査場所

| 事業名                    | 請負物件          | 契約面積<br>ha | 請 負<br>予定数量<br>m3 | 請負<br>予定<br>単価 | 請負予定金額  | 事業<br>場所                          | 生産完了<br>検査場所 |
|------------------------|---------------|------------|-------------------|----------------|---------|-----------------------------------|--------------|
| 森林環境保全整備事業<br>(綱滝山国有林) | 保育間伐<br>(活用型) | 67.11      | 6,300             |                | 契約書のとおり | 綱滝山<br>国有林<br>203 い 1<br>林小班<br>外 | 指定土場         |
|                        | 検知            |            | (6,300)           |                |         |                                   |              |
|                        | 計             | 67.11      | 6,300             |                |         |                                   |              |

2 事業期間

自 令和 年 月 日 (契約締結日の翌日)

至 令和 8年 12月 25日

3 選択条項 別冊約款中选择される条項は次のとおりである。

(選択されるものは○印、削除されるものは×印。)

| 適用削除の区分 | 選択事項                      |         | 選択条項      |
|---------|---------------------------|---------|-----------|
| ×       | 契約保証金の納付                  |         | 第4条第1項第1号 |
| ×       | 契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供 |         | 第4条第1項第2号 |
| ×       | 銀行、甲が確実と認める金融機関等の保証       |         | 第4条第1項第3号 |
| ×       | 公共工事履行保証証券による保証           |         | 第4条第1項第4号 |
| ×       | 履行保証保険契約の締結               |         | 第4条第1項第5号 |
| ×       | 支給材料及び貸与品                 |         | 第15条      |
| ×       | 前金払                       | 分の 以内   | 第35条第1項   |
| ×       | 中間前金払                     |         | 第35条第3項   |
| ○       | 部分払                       | 月 1 回以内 | 第38条      |
| ×       | 国庫債務負担行為に係る契約の特則          |         | 第40条      |

#### 4 支給材料及び貸与物件

| 品名 | 品質規格 | 数量 | 引渡予定場所 | 引渡予定月日 |
|----|------|----|--------|--------|
| なし |      |    |        |        |
|    |      |    |        |        |

#### 5 特約事項

- (1) 事業実行にあたっては、労働安全衛生に関する諸法令及び諸通達に示す指導事項を遵守すること。
- (2) 伐採、搬出にあたっては、河川の汚濁防止に努めるとともに、林地保全には万全を期すること。
- (3) 丸太表皮の剥皮防止に努めること。
- (4) 一般材と低質材を仕分けし、素材の混同をしないこと。
- (5) 降雨等による地盤の状況等を適確に把握し、林道・集材路等の悪化及び泥濘化を防止すること。
- (6) 国有林材の生産量を調整する必要がある場合には、生産調整に可能な範囲で協力すること。
- (7) 野生いのししにおけるアフリカ豚熱への対応について、別紙2特約事項を順守すること。

#### 6 技術提案事項の履行確保

別紙1のとおり

## 別紙

## 請負事業内訳書

| 林小班   | 伐区 | 材種         | 作業工程             | 予定数量(m3) | 事業期間                      | 備考 |
|-------|----|------------|------------------|----------|---------------------------|----|
| 203い1 |    | 一般材<br>低質材 | 伐木造材・集材<br>運材・巻立 | 337      | (契約締結日の翌日)～<br>令和8年12月25日 |    |
| 203い2 |    | 一般材<br>低質材 | 伐木造材・集材<br>運材・巻立 | 489      | (契約締結日の翌日)～<br>令和8年12月25日 |    |
| 203い3 |    | 一般材<br>低質材 | 伐木造材・集材<br>運材・巻立 | 577      | (契約締結日の翌日)～<br>令和8年12月25日 |    |
| 203い5 |    | 一般材<br>低質材 | 伐木造材・集材<br>運材・巻立 | 179      | (契約締結日の翌日)～<br>令和8年12月25日 |    |
| 203い6 |    | 一般材<br>低質材 | 伐木造材・集材<br>運材・巻立 | 276      | (契約締結日の翌日)～<br>令和8年12月25日 |    |
| 203い7 |    | 一般材<br>低質材 | 伐木造材・集材<br>運材・巻立 | 138      | (契約締結日の翌日)～<br>令和8年12月25日 |    |
| 203い8 |    | 一般材<br>低質材 | 伐木造材・集材<br>運材・巻立 | 179      | (契約締結日の翌日)～<br>令和8年12月25日 |    |
| 203は1 |    | 一般材<br>低質材 | 伐木造材・集材<br>運材・巻立 | 282      | (契約締結日の翌日)～<br>令和8年12月25日 |    |
| 203は2 |    | 一般材<br>低質材 | 伐木造材・集材<br>運材・巻立 | 594      | (契約締結日の翌日)～<br>令和8年12月25日 |    |
| 203は3 |    | 一般材<br>低質材 | 伐木造材・集材<br>運材・巻立 | 363      | (契約締結日の翌日)～<br>令和8年12月25日 |    |
| 203は4 |    | 一般材<br>低質材 | 伐木造材・集材<br>運材・巻立 | 99       | (契約締結日の翌日)～<br>令和8年12月25日 |    |
| 203は5 |    | 一般材<br>低質材 | 伐木造材・集材<br>運材・巻立 | 299      | (契約締結日の翌日)～<br>令和8年12月25日 |    |
| 203は6 |    | 一般材<br>低質材 | 伐木造材・集材<br>運材・巻立 | 207      | (契約締結日の翌日)～<br>令和8年12月25日 |    |
| 203へ1 |    | 一般材<br>低質材 | 伐木造材・集材<br>運材・巻立 | 54       | (契約締結日の翌日)～<br>令和8年12月25日 |    |
| 203へ2 |    | 一般材<br>低質材 | 伐木造材・集材<br>運材・巻立 | 468      | (契約締結日の翌日)～<br>令和8年12月25日 |    |
| 203へ3 |    | 一般材<br>低質材 | 伐木造材・集材<br>運材・巻立 | 164      | (契約締結日の翌日)～<br>令和8年12月25日 |    |
| 203と  |    | 一般材<br>低質材 | 伐木造材・集材<br>運材・巻立 | 398      | (契約締結日の翌日)～<br>令和8年12月25日 |    |
| 203ち1 |    | 一般材<br>低質材 | 伐木造材・集材<br>運材・巻立 | 398      | (契約締結日の翌日)～<br>令和8年12月25日 |    |
| 203ち2 |    | 一般材<br>低質材 | 伐木造材・集材<br>運材・巻立 | 407      | (契約締結日の翌日)～<br>令和8年12月25日 |    |
| 203ち3 |    | 一般材<br>低質材 | 伐木造材・集材<br>運材・巻立 | 357      | (契約締結日の翌日)～<br>令和8年12月25日 |    |
| 203り  |    | 一般材<br>低質材 | 伐木造材・集材<br>運材・巻立 | 35       | (契約締結日の翌日)～<br>令和8年12月25日 |    |
| 計     |    |            |                  | 6,300    |                           |    |

別紙

検知業務請負作業内訳書

単位：m<sup>3</sup>

| 物件番号 | 材種 | 作業工程    | 予定数量  | 備考 |
|------|----|---------|-------|----|
| 1号   | 素材 | (1) の業務 | 2,790 |    |
|      |    | (2) の業務 | 1,195 |    |
|      |    | (5) の業務 | 2,315 |    |
|      |    |         |       |    |
|      |    | 計       | 6,300 |    |

検知業務請負（作業内容）

- (1) の業務 素材の長級・径級を測定、木口表示を行い、指定野帳に記入し、巻立標示板の貼り付け、スプレーの塗布を行う作業。
- (2) の業務 素材の長級・径級を測定、品等格付け、木口表示を行い、指定野帳に記入し、巻立標示板の貼り付け、スプレーの塗布を行う作業。
- (3) の業務 素材の長級・径級を測定、品等格付け、木口表示を行う作業、トラック運材の積み込み本数を確認し送状に記載・交付する作業、及び最終貯木土場において指定野帳に記入し、巻立標示板の貼り付け、スプレーの塗布を行う作業。
- (4) の作業 素材の長級・径級を測定、品等格付け、木口表示、材積計算を行い、送状（概算引渡物件明細書）を交付し、スプレーの塗布を行う作業。
- (5) の作業 低質材及び低評価一般材の層積検知（縦、横、高さを測る）を行い指定野帳に記載し、巻立標示板の貼り付け、スプレーの塗布を行う作業。

別紙 1

技術提案事項の履行確保

請負者は、令和〇年〇月〇日付けで提出のあった技術提案書で提示した技術等については、次のとおり評価された項目及び内容の履行を確保するものとする。

| 項 目            | 評価 | 内 容                      |
|----------------|----|--------------------------|
| 事業計画の工程管理      | －  | 事業計画の工程管理及び工程管理に係わる工夫・提案 |
| 事業の計画・実施に係わる提案 | －  | 事業計画上の考慮事項に係わる工夫・提案      |
|                | －  | 自然環境への配慮、生産性向上に係わる工夫・提案  |
|                | －  | 品質管理に係わる工夫・提案            |
|                | －  | 安全対策に係わる工夫・提案            |

## 別紙 2

### 特約事項（製品生産事業）

農林水産省では、専門家による検討等を重ね、今般、野生いのししにおけるアフリカ豚熱（以下、「ASF」という。）の感染確認時の具体的対応が取りまとめられ、都道府県へ通知されたところ。

ASFは、ASFウイルスが豚やいのししに感染することによる発熱や全身の出血性病変を特徴とする致死率の高い伝染病であり、ダニによる媒介、感染畜等との直接的な接触により感染が拡大し、有効なワクチンや治療法はなく、発生した場合の畜産業界への影響が甚大であることから、我が国の家畜伝染病予防法において「家畜伝染病」に指定され、患畜・疑似患畜の速やかな届出とと殺が義務付けられている。

このことから、下記について順守すること。

#### 記

##### 1. 平時における対応について

山林での作業用の靴の履き分けや、下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、感染防止対策に協力すること。

また、野生いのししの死体発見時には死体が所在する県の家畜衛生部局に速やかに通報するとともに、当該森林管理署等へ連絡すること。

##### 2. 感染の疑いが生じた場合の対応

ASF対策として、野生いのししの感染が確認された場合の各県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等に協力すること。

また、各県の行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、本契約の作業を一時中止する可能性がある。

一時中止となった場合は、国有林野事業製品生産事業請負契約約款第 20 条により対応する。

(案)  
造林事業請負契約書

発注者 分任支出負担行為担当官 津軽森林管理署長 ○○ ○○と請負者 株式会社 ○○林業 代表取締役  
○○ ○とは各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び契約内訳書、並びに令和8年3月27日に  
交付した国有林野事業製品生産事業請負契約約款、国有林野事業造林事業請負契約約款、素材の検知業務請負  
契約約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

|               |                                |
|---------------|--------------------------------|
| 案件名称          | 森林環境保全整備事業（相馬地区）               |
| 案件内容・仕様       | <u>別紙契約内訳書のとおり</u>             |
| 契約金額<br>（税込み） | 金 円<br>（うち消費税及び地方消費税相当額 円）     |
| 納入期限          | 令和8年12月25日                     |
| 契約期間          | 令和○年○月○日（契約締結日の翌日）～ 令和8年12月25日 |
| 納入場所・履行場所     | 萱范国有林385ろ林小班外                  |
| 契約保証金         | 免除                             |
| 備考            |                                |

この契約書の締結の証として、本文書に対し発注者と請負者が署名を行ったものを本システムで保存し、長期にわたって当該契約の成立及び内容を立証する。

令和8年〇月〇日

発注者 分任支出負担行為担当官  
津軽森林管理署長  
〇〇 〇〇

請負者 〒000-000  
〇〇県〇〇市〇〇  
株式会社〇  
代表取締役 〇

契約内訳書

1 事業名、請負物件、契約面積、請負予定数量、請負予定単価、請負予定金額、事業場所及び生産完了検査場所

| 事業名                  | 請負物件          | 契約面積<br>ha | 請 負<br>予定数量<br>m3 | 請負<br>予定<br>単価 | 請負予定金額  | 事業<br>場所                        | 生産完了<br>検査場所 |
|----------------------|---------------|------------|-------------------|----------------|---------|---------------------------------|--------------|
| 森林環境保全整備事業<br>(相馬地区) | 育成受光伐         | 6.06       | 508               |                | 契約書のとおり | 萱 范 国<br>有林 385<br>ろ 林 小<br>班 外 | 指定土場         |
|                      | 天然林受光伐        | 25.60      | 1,747             |                |         |                                 |              |
|                      | 保育間伐<br>(活用型) | 42.10      | 2,745             |                |         |                                 |              |
|                      | 検知            |            | (5,000)           |                |         |                                 |              |
|                      | 計             | 73.76      | 5,000             |                |         |                                 |              |

2 事業期間

自 令和 年 月 日 (契約締結日の翌日)  
至 令和 8年 12月 25日

3 選択条項 別冊約款中选择される条項は次のとおりである。

(選択されるものは○印、削除されるものは×印。)

| 適用削除の区分 | 選択事項                      |         | 選択条項      |
|---------|---------------------------|---------|-----------|
| ×       | 契約保証金の納付                  |         | 第4条第1項第1号 |
| ×       | 契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供 |         | 第4条第1項第2号 |
| ×       | 銀行、甲が確実と認める金融機関等の保証       |         | 第4条第1項第3号 |
| ×       | 公共工事履行保証証券による保証           |         | 第4条第1項第4号 |
| ×       | 履行保証保険契約の締結               |         | 第4条第1項第5号 |
| ×       | 支給材料及び貸与品                 |         | 第15条      |
| ×       | 前金払                       | 分の 以内   | 第35条第1項   |
| ×       | 中間前金払                     |         | 第35条第3項   |
| ○       | 部分払                       | 月 1 回以内 | 第38条      |
| ×       | 国庫債務負担行為に係る契約の特則          |         | 第40条      |

#### 4 支給材料及び貸与物件

| 品名 | 品質規格 | 数量 | 引渡予定場所 | 引渡予定月日 |
|----|------|----|--------|--------|
| なし |      |    |        |        |
|    |      |    |        |        |

#### 5 特約事項

- (1) 事業実行にあたっては、労働安全衛生に関する諸法令及び諸通達に示す指導事項を遵守すること。
- (2) 伐採、搬出にあたっては、河川の汚濁防止に努めるとともに、林地保全には万全を期すること。
- (3) 丸太表皮の剥皮防止に努めること。
- (4) 一般材と低質材を仕分けし、素材の混同をしないこと。
- (5) 降雨等による地盤の状況等を適確に把握し、林道・集材路等の悪化及び泥濘化を防止すること。
- (6) 国有林材の生産量を調整する必要がある場合には、生産調整に可能な範囲で協力すること。
- (7) 野生いのししにおけるアフリカ豚熱への対応について、別紙2特約事項を順守すること。

## 別紙

## 請負事業内訳書

| 林小班    | 伐区 | 材種         | 作業工程             | 予定数量(m3) | 事業期間                      | 備考 |
|--------|----|------------|------------------|----------|---------------------------|----|
| 385ろ   |    | 一般材<br>低質材 | 伐木造材・集材<br>運材・巻立 | 221      | (契約締結日の翌日)～<br>令和8年12月25日 |    |
| 385へ3  |    | 一般材<br>低質材 | 伐木造材・集材<br>運材・巻立 | 22       | (契約締結日の翌日)～<br>令和8年12月25日 |    |
| 385へ4  |    | 一般材<br>低質材 | 伐木造材・集材<br>運材・巻立 | 56       | (契約締結日の翌日)～<br>令和8年12月25日 |    |
| 385ぬ1  |    | 一般材<br>低質材 | 伐木造材・集材<br>運材・巻立 | 148      | (契約締結日の翌日)～<br>令和8年12月25日 |    |
| 385ぬ3  |    | 一般材<br>低質材 | 伐木造材・集材<br>運材・巻立 | 101      | (契約締結日の翌日)～<br>令和8年12月25日 |    |
| 391い1  |    | 一般材<br>低質材 | 伐木造材・集材<br>運材・巻立 | 228      | (契約締結日の翌日)～<br>令和8年12月25日 |    |
| 391い2  |    | 一般材<br>低質材 | 伐木造材・集材<br>運材・巻立 | 112      | (契約締結日の翌日)～<br>令和8年12月25日 |    |
| 391い3  |    | 一般材<br>低質材 | 伐木造材・集材<br>運材・巻立 | 24       | (契約締結日の翌日)～<br>令和8年12月25日 |    |
| 391は1  |    | 一般材<br>低質材 | 伐木造材・集材<br>運材・巻立 | 337      | (契約締結日の翌日)～<br>令和8年12月25日 |    |
| 391は2  |    | 一般材<br>低質材 | 伐木造材・集材<br>運材・巻立 | 202      | (契約締結日の翌日)～<br>令和8年12月25日 |    |
| 391は3  |    | 一般材<br>低質材 | 伐木造材・集材<br>運材・巻立 | 87       | (契約締結日の翌日)～<br>令和8年12月25日 |    |
| 391は4  |    | 一般材<br>低質材 | 伐木造材・集材<br>運材・巻立 | 150      | (契約締結日の翌日)～<br>令和8年12月25日 |    |
| 391は9  |    | 一般材<br>低質材 | 伐木造材・集材<br>運材・巻立 | 287      | (契約締結日の翌日)～<br>令和8年12月25日 |    |
| 391は10 |    | 一般材<br>低質材 | 伐木造材・集材<br>運材・巻立 | 270      | (契約締結日の翌日)～<br>令和8年12月25日 |    |
| 391に   |    | 一般材<br>低質材 | 伐木造材・集材<br>運材・巻立 | 265      | (契約締結日の翌日)～<br>令和8年12月25日 |    |
| 391ぬ4  |    | 一般材<br>低質材 | 伐木造材・集材<br>運材・巻立 | 118      | (契約締結日の翌日)～<br>令和8年12月25日 |    |
| 392い1  |    | 一般材<br>低質材 | 伐木造材・集材<br>運材・巻立 | 536      | (契約締結日の翌日)～<br>令和8年12月25日 |    |
| 392い6  |    | 一般材<br>低質材 | 伐木造材・集材<br>運材・巻立 | 38       | (契約締結日の翌日)～<br>令和8年12月25日 |    |
| 392ろ5  |    | 一般材<br>低質材 | 伐木造材・集材<br>運材・巻立 | 951      | (契約締結日の翌日)～<br>令和8年12月25日 |    |
| 392ろ6  |    | 一般材<br>低質材 | 伐木造材・集材<br>運材・巻立 | 74       | (契約締結日の翌日)～<br>令和8年12月25日 |    |
| 393い7  |    | 一般材<br>低質材 | 伐木造材・集材<br>運材・巻立 | 26       | (契約締結日の翌日)～<br>令和8年12月25日 |    |
| 393は1  |    | 一般材<br>低質材 | 伐木造材・集材<br>運材・巻立 | 182      | (契約締結日の翌日)～<br>令和8年12月25日 |    |
| 393は2  |    | 一般材<br>低質材 | 伐木造材・集材<br>運材・巻立 | 149      | (契約締結日の翌日)～<br>令和8年12月25日 |    |



## 検知業務請負作業内訳書

単位：m<sup>3</sup>

| 物件番号 | 材種 | 作業工程    | 予定数量  | 備考 |
|------|----|---------|-------|----|
| 2号   | 素材 | (1) の業務 | 1,616 |    |
|      |    | (2) の業務 | 693   |    |
|      |    | (5) の業務 | 2,691 |    |
|      |    |         |       |    |
|      |    | 計       | 5,000 |    |

## 検知業務請負（作業内容）

- (1) の業務 素材の長級・径級を測定、木口表示を行い、指定野帳に記入し、巻立標示板の貼り付け、スプレーの塗布を行う作業。
- (2) の業務 素材の長級・径級を測定、品等格付け、木口表示を行い、指定野帳に記入し、巻立標示板の貼り付け、スプレーの塗布を行う作業。
- (3) の業務 素材の長級・径級を測定、品等格付け、木口表示を行う作業、トラック運材の積み込み本数を確認し送状に記載・交付する作業、及び最終貯木土場において指定野帳に記入し、巻立標示板の貼り付け、スプレーの塗布を行う作業。
- (4) の作業 素材の長級・径級を測定、品等格付け、木口表示、材積計算を行い、送状（概算引渡物件明細書）を交付し、スプレーの塗布を行う作業。
- (5) の作業 低質材及び低評価一般材の層積検知（縦、横、高さを測る）を行い指定野帳に記載し、巻立標示板の貼り付け、スプレーの塗布を行う作業。

## 別紙 2

### 特約事項（製品生産事業）

農林水産省では、専門家による検討等を重ね、今般、野生いのししにおけるアフリカ豚熱（以下、「ASF」という。）の感染確認時の具体的対応が取りまとめられ、都道府県へ通知されたところ。

ASFは、ASFウイルスが豚やいのししに感染することによる発熱や全身の出血性病変を特徴とする致死率の高い伝染病であり、ダニによる媒介、感染畜等との直接的な接触により感染が拡大し、有効なワクチンや治療法はなく、発生した場合の畜産業界への影響が甚大であることから、我が国の家畜伝染病予防法において「家畜伝染病」に指定され、患畜・疑似患畜の速やかな届出とと殺が義務付けられている。

このことから、下記について順守すること。

#### 記

##### 1. 平時における対応について

山林での作業用の靴の履き分けや、下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、感染防止対策に協力すること。

また、野生いのししの死体発見時には死体が所在する県の家畜衛生部局に速やかに通報するとともに、当該森林管理署等へ連絡すること。

##### 2. 感染の疑いが生じた場合の対応

ASF対策として、野生いのししの感染が確認された場合の各県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等に協力すること。

また、各県の行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、本契約の作業を一時中止する可能性がある。

一時中止となった場合は、国有林野事業製品生産事業請負契約約款第 20 条により対応する。

(案)

製品生産及び造林事業請負契約書

発注者 分任支出負担行為担当官 津軽森林管理署長 ○○ ○○と請負者 株式会社 ○○林業 代表取締役  
○○ ○とは各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び契約内訳書、並びに令和8年3月27日に  
交付した国有林野事業製品生産事業請負契約約款、国有林野事業造林事業請負契約約款、素材の検知業務請負  
契約約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

|               |                               |
|---------------|-------------------------------|
| 案件名称          | 製品生産及び森林環境保全整備事業（東虹貝山国有林）     |
| 案件内容・仕様       | 別紙契約内訳書のとおり                   |
| 契約金額<br>(税込み) | 金 円<br>(うち消費税及び地方消費税相当額 円)    |
| 納入期限          | 令和9年2月26日                     |
| 契約期間          | 令和○年○月○日（契約締結日の翌日）～ 令和9年2月26日 |
| 納入場所・履行場所     | 東虹貝山国有林585ろ林小班外               |
| 契約保証金         | 免除                            |
| 備考            |                               |

この契約書の締結の証として、本文書に対し発注者と請負者が署名を行ったものを本システムで保存し、長期にわたって当該契約の成立及び内容を立証する。

令和8年〇月〇日

発注者 分任支出負担行為担当官  
津軽森林管理署長  
〇〇 〇〇

請負者 〒000-000  
〇〇県〇〇市〇〇  
株式会社〇  
代表取締役 〇

契約内訳書

1 事業名、請負物件、契約面積、請負予定数量、請負予定単価、請負予定金額、事業場所及び生産完了検査場所

| 事業名   | 請負物件          | 契約面積<br>ha | 請 負<br>予定数量<br>m3 | 請負<br>予定<br>単価 | 請負予定金額  | 事業<br>場所                             | 生産完了<br>検査場所 |
|---|---------------|------------|-------------------|----------------|---------|--------------------------------------|--------------|
| 製品生<br>産及び<br>森林環<br>境保全<br>整備事<br>業<br>(東虹<br>貝山国<br>有林) | 經常(皆伐)        | 0.12       | 42                |                | 契約書のとおり | 東 虹 貝<br>山 国 有<br>林<br>585 ろ林<br>小班外 | 指定土場         |
|   | 經常(間伐)        | 9.95       | 551               |                |         |                                      |              |
|   | 育成受光伐         | 3.23       | 448               |                |         |                                      |              |
|   | 保育間伐<br>(活用型) | 73.22      | 7,059             |                |         |                                      |              |
|   | 植付<br>検知      | (0.45)     | (8,100)           |                |         |                                      |              |
|   | 計             | 86.52      | 8,100             |                |         |                                      |              |

2 事業期間

自 令和 年 月 日 (契約締結日の翌日)  
至 令和 9年 2月 26日

3 選択条項 別冊約款中选择される条項は次のとおりである。

(選択されるものは○印、削除されるものは×印。)

| 適用削除の区分 | 選択事項                      |         | 選択条項      |
|---------|---------------------------|---------|-----------|
| ×       | 契約保証金の納付                  |         | 第4条第1項第1号 |
| ×       | 契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供 |         | 第4条第1項第2号 |
| ×       | 銀行、甲が確実と認める金融機関等の保証       |         | 第4条第1項第3号 |
| ×       | 公共工事履行保証証券による保証           |         | 第4条第1項第4号 |
| ×       | 履行保証保険契約の締結               |         | 第4条第1項第5号 |
| ×       | 支給材料及び貸与品                 |         | 第15条      |
| ×       | 前金払                       | 分の 以内   | 第35条第1項   |
| ×       | 中間前金払                     |         | 第35条第3項   |
| ○       | 部分払                       | 月 1 回以内 | 第38条      |
| ×       | 国庫債務負担行為に係る契約の特則          |         | 第40条      |

#### 4 支給材料及び貸与物件

| 品名 | 品質規格 | 数量 | 引渡予定場所 | 引渡予定月日 |
|----|------|----|--------|--------|
| なし |      |    |        |        |
|    |      |    |        |        |

#### 5 特約事項

- (1) 事業実行にあたっては、労働安全衛生に関する諸法令及び諸通達に示す指導事項を遵守すること。
- (2) 伐採、搬出にあたっては、河川の汚濁防止に努めるとともに、林地保全には万全を期すること。
- (3) 丸太表皮の剥皮防止に努めること。
- (4) 一般材と低質材を仕分けし、素材の混同をしないこと。
- (5) 降雨等による地盤の状況等を適確に把握し、林道・集材路等の悪化及び泥濘化を防止すること。
- (6) 国有林材の生産量を調整する必要がある場合には、生産調整に可能な範囲で協力すること。
- (7) 野生いのししにおけるアフリカ豚熱への対応について、別紙2特約事項を順守すること。

#### 6 技術提案事項の履行確保

別紙1のとおり

## 請負事業内訳書

| 林小班   | 伐区 | 材種         | 作業工程             | 予定数量(m3) | 事業期間                     | 備考 |
|-------|----|------------|------------------|----------|--------------------------|----|
| 585ろ  |    | 一般材<br>低質材 | 伐木造材・集材<br>運材・巻立 | 675      | (契約締結日の翌日)~<br>令和9年2月26日 |    |
| 585は3 |    | 一般材<br>低質材 | 伐木造材・集材<br>運材・巻立 | 480      | (契約締結日の翌日)~<br>令和9年2月26日 |    |
| 585に  |    | 一般材<br>低質材 | 伐木造材・集材<br>運材・巻立 | 172      | (契約締結日の翌日)~<br>令和9年2月26日 |    |
| 585へ1 |    | 一般材<br>低質材 | 伐木造材・集材<br>運材・巻立 | 279      | (契約締結日の翌日)~<br>令和9年2月26日 |    |
| 585へ3 |    | 一般材<br>低質材 | 伐木造材・集材<br>運材・巻立 | 346      | (契約締結日の翌日)~<br>令和9年2月26日 |    |
| 585と2 |    | 一般材<br>低質材 | 伐木造材・集材<br>運材・巻立 | 92       | (契約締結日の翌日)~<br>令和9年2月26日 |    |
| 585ち  |    | 一般材<br>低質材 | 伐木造材・集材<br>運材・巻立 | 8        | (契約締結日の翌日)~<br>令和9年2月26日 |    |
| 585り1 |    | 一般材<br>低質材 | 伐木造材・集材<br>運材・巻立 | 196      | (契約締結日の翌日)~<br>令和9年2月26日 |    |
| 585ぬ1 |    | 一般材<br>低質材 | 伐木造材・集材<br>運材・巻立 | 42       | (契約締結日の翌日)~<br>令和9年2月26日 |    |
| 585る4 |    | 一般材<br>低質材 | 伐木造材・集材<br>運材・巻立 | 8        | (契約締結日の翌日)~<br>令和9年2月26日 |    |
| 586い4 |    | 一般材<br>低質材 | 伐木造材・集材<br>運材・巻立 | 6        | (契約締結日の翌日)~<br>令和9年2月26日 |    |
| 587い2 |    | 一般材<br>低質材 | 伐木造材・集材<br>運材・巻立 | 4        | (契約締結日の翌日)~<br>令和9年2月26日 |    |
| 587ろ3 |    | 一般材<br>低質材 | 伐木造材・集材<br>運材・巻立 | 8        | (契約締結日の翌日)~<br>令和9年2月26日 |    |
| 587ろ4 |    | 一般材<br>低質材 | 伐木造材・集材<br>運材・巻立 | 63       | (契約締結日の翌日)~<br>令和9年2月26日 |    |
| 587ろ5 |    | 一般材<br>低質材 | 伐木造材・集材<br>運材・巻立 | 385      | (契約締結日の翌日)~<br>令和9年2月26日 |    |
| 587は1 |    | 一般材<br>低質材 | 伐木造材・集材<br>運材・巻立 | 355      | (契約締結日の翌日)~<br>令和9年2月26日 |    |
| 587は2 |    | 一般材<br>低質材 | 伐木造材・集材<br>運材・巻立 | 158      | (契約締結日の翌日)~<br>令和9年2月26日 |    |
| 587に1 |    | 一般材<br>低質材 | 伐木造材・集材<br>運材・巻立 | 516      | (契約締結日の翌日)~<br>令和9年2月26日 |    |
| 587に2 |    | 一般材<br>低質材 | 伐木造材・集材<br>運材・巻立 | 217      | (契約締結日の翌日)~<br>令和9年2月26日 |    |
| 587に3 |    | 一般材<br>低質材 | 伐木造材・集材<br>運材・巻立 | 114      | (契約締結日の翌日)~<br>令和9年2月26日 |    |
| 587ほ1 |    | 一般材<br>低質材 | 伐木造材・集材<br>運材・巻立 | 413      | (契約締結日の翌日)~<br>令和9年2月26日 |    |
| 587ほ2 |    | 一般材<br>低質材 | 伐木造材・集材<br>運材・巻立 | 612      | (契約締結日の翌日)~<br>令和9年2月26日 |    |
| 587へ  |    | 一般材<br>低質材 | 伐木造材・集材<br>運材・巻立 | 535      | (契約締結日の翌日)~<br>令和9年2月26日 |    |
| 587と  |    | 一般材<br>低質材 | 伐木造材・集材<br>運材・巻立 | 185      | (契約締結日の翌日)~<br>令和9年2月26日 |    |
| 587わ  |    | 一般材<br>低質材 | 伐木造材・集材<br>運材・巻立 | 54       | (契約締結日の翌日)~<br>令和9年2月26日 |    |



請負事業内訳書

| 林小班   | 作業種及び<br>作業手順 | 面積   | 単位 | 事業期間                         | 森林<br>事務所 | 材料品等            | 備考 |
|-------|---------------|------|----|------------------------------|-----------|-----------------|----|
| 585ぬ1 | 植付<br>人力      | 0.12 | ha | (契約締結日の翌日)<br>～<br>令和9年2月26日 | 大鰐        | スギコンテナ苗<br>250本 | 大苗 |
|       |               |      |    |                              |           |                 |    |
|       |               |      |    |                              |           |                 |    |
|       |               |      |    |                              |           |                 |    |
|       |               |      |    |                              |           |                 |    |
|       |               |      |    |                              |           |                 |    |
|       |               |      |    |                              |           |                 |    |
|       |               |      |    |                              |           |                 |    |
|       |               |      |    |                              |           |                 |    |
|       |               |      |    |                              |           |                 |    |
|       |               |      |    |                              |           |                 |    |
|       |               |      |    |                              |           |                 |    |
|       |               |      |    |                              |           |                 |    |
|       |               |      |    |                              |           |                 |    |
|       |               |      |    |                              |           |                 |    |
|       |               |      |    |                              |           |                 |    |
| 計     |               | 0.12 | ha |                              |           | スギコンテナ苗<br>250本 |    |

別紙

検知業務請負作業内訳書

単位：m<sup>3</sup>

| 物件番号 | 材種 | 作業工程    | 予定数量  | 備考 |
|------|----|---------|-------|----|
| 3号   | 素材 | (1) の業務 | 3,717 |    |
|      |    | (2) の業務 | 1,593 |    |
|      |    | (5) の業務 | 2,790 |    |
|      |    |         |       |    |
|      |    | 計       | 8,100 |    |

検知業務請負（作業内容）

- (1) の業務 素材の長級・径級を測定、木口表示を行い、指定野帳に記入し、巻立標示板の貼り付け、スプレーの塗布を行う作業。
- (2) の業務 素材の長級・径級を測定、品等格付け、木口表示を行い、指定野帳に記入し、巻立標示板の貼り付け、スプレーの塗布を行う作業。
- (3) の業務 素材の長級・径級を測定、品等格付け、木口表示を行う作業、トラック運材の積み込み本数を確認し送状に記載・交付する作業、及び最終貯木土場において指定野帳に記入し、巻立標示板の貼り付け、スプレーの塗布を行う作業。
- (4) の作業 素材の長級・径級を測定、品等格付け、木口表示、材積計算を行い、送状（概算引渡物件明細書）を交付し、スプレーの塗布を行う作業。
- (5) の作業 低質材及び低評価一般材の層積検知（縦、横、高さを測る）を行い指定野帳に記載し、巻立標示板の貼り付け、スプレーの塗布を行う作業。

別紙 1

技術提案事項の履行確保

請負者は、令和〇年〇月〇日付けで提出のあった技術提案書で提示した技術等については、次のとおり評価された項目及び内容の履行を確保するものとする。

| 項 目            | 評価 | 内 容                      |
|----------------|----|--------------------------|
| 事業計画の工程管理      | －  | 事業計画の工程管理及び工程管理に係わる工夫・提案 |
| 事業の計画・実施に係わる提案 | －  | 事業計画上の考慮事項に係わる工夫・提案      |
|                | －  | 自然環境への配慮、生産性向上に係わる工夫・提案  |
|                | －  | 品質管理に係わる工夫・提案            |
|                | －  | 安全対策に係わる工夫・提案            |
| 一貫作業における効率化の工夫 | －  | 造林経費削減の提案                |
|                | －  | 造林作業の省力・省略化の提案           |
|                | －  | 確実な更新と保育経費削減の提案          |

## 別紙 2

### 特約事項（製品生産事業）

農林水産省では、専門家による検討等を重ね、今般、野生いのししにおけるアフリカ豚熱（以下、「ASF」という。）の感染確認時の具体的対応が取りまとめられ、都道府県へ通知されたところ。

ASFは、ASFウイルスが豚やいのししに感染することによる発熱や全身の出血性病変を特徴とする致死率の高い伝染病であり、ダニによる媒介、感染畜等との直接的な接触により感染が拡大し、有効なワクチンや治療法はなく、発生した場合の畜産業界への影響が甚大であることから、我が国の家畜伝染病予防法において「家畜伝染病」に指定され、患畜・疑似患畜の速やかな届出とと殺が義務付けられている。

このことから、下記について順守すること。

#### 記

##### 1. 平時における対応について

山林での作業用の靴の履き分けや、下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、感染防止対策に協力すること。

また、野生いのししの死体発見時には死体が所在する県の家畜衛生部局に速やかに通報するとともに、当該森林管理署等へ連絡すること。

##### 2. 感染の疑いが生じた場合の対応

ASF対策として、野生いのししの感染が確認された場合の各県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等に協力すること。

また、各県の行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、本契約の作業を一時中止する可能性がある。

一時中止となった場合は、国有林野事業製品生産事業請負契約約款第 20 条により対応する。

(案)

製品生産及び造林事業請負契約書

発注者 分任支出負担行為担当官 津軽森林管理署長 ○○ ○○と請負者 株式会社 ○○林業 代表取締役  
○○ ○とは各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び契約内訳書、並びに令和8年3月27日に  
交付した国有林野事業製品生産事業請負契約約款、国有林野事業造林事業請負契約約款、素材の検知業務請負  
契約約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

|               |                                |
|---------------|--------------------------------|
| 案件名称          | 製品生産及び森林環境保全整備事業（蛭貝沢国有林外）      |
| 案件内容・仕様       | 別紙契約内訳書のとおり                    |
| 契約金額<br>(税込み) | 金 円<br>(うち消費税及び地方消費税相当額 円)     |
| 納入期限          | 令和8年12月25日                     |
| 契約期間          | 令和○年○月○日（契約締結日の翌日）～ 令和8年12月25日 |
| 納入場所・履行場所     | 蛭貝沢国有林1001い2林小班外               |
| 契約保証金         | 免除                             |
| 備考            |                                |

この契約書の締結の証として、本文書に対し発注者と請負者が署名を行ったものを本システムで保存し、長期にわたって当該契約の成立及び内容を立証する。

令和8年〇月〇日

発注者 分任支出負担行為担当官  
津軽森林管理署長  
〇〇 〇〇

請負者 〒000-000  
〇〇県〇〇市〇〇  
株式会社〇  
代表取締役 〇

契約内訳書

1 事業名、請負物件、契約面積、請負予定数量、請負予定単価、請負予定金額、事業場所及び生産完了検査場所

| 事業名                           | 請負物件          | 契約面積<br>ha | 請 負<br>予定数量<br>m3 | 請負<br>予定<br>単価 | 請負予定金額  | 事業<br>場所                         | 生産完了<br>検査場所 |
|-------------------------------|---------------|------------|-------------------|----------------|---------|----------------------------------|--------------|
| 製品生産及び森林環境保全整備事業<br>(蛭貝沢国有林外) | 経常(択伐)        | 1.72       | 140               |                | 契約書のとおり | 蛭貝沢<br>国有林<br>1001い2<br>林小班<br>外 | 指定土場         |
|                               | 保育間伐<br>(活用型) | 75.79      | 2,060             |                |         |                                  |              |
|                               | 検知<br>計       |            | (2,200)           |                |         |                                  |              |
|                               |               | 77.51      | 2,200             |                |         |                                  |              |

2 事業期間

自 令和 年 月 日 (契約締結日の翌日)  
至 令和 8年 12月 25日

3 選択条項 別冊約款中选择される条項は次のとおりである。

(選択されるものは○印、削除されるものは×印。)

| 適用削除の区分 | 選択事項                      |         | 選択条項      |
|---------|---------------------------|---------|-----------|
| ×       | 契約保証金の納付                  |         | 第4条第1項第1号 |
| ×       | 契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供 |         | 第4条第1項第2号 |
| ×       | 銀行、甲が確実と認める金融機関等の保証       |         | 第4条第1項第3号 |
| ×       | 公共工事履行保証証券による保証           |         | 第4条第1項第4号 |
| ×       | 履行保証保険契約の締結               |         | 第4条第1項第5号 |
| ×       | 支給材料及び貸与品                 |         | 第15条      |
| ×       | 前金払                       | 分の 以内   | 第35条第1項   |
| ×       | 中間前金払                     |         | 第35条第3項   |
| ○       | 部分払                       | 月 1 回以内 | 第38条      |
| ×       | 国庫債務負担行為に係る契約の特則          |         | 第40条      |

#### 4 支給材料及び貸与物件

| 品名       | 品質規格               | 数量 | 引渡予定場所  | 引渡予定月日   |
|----------|--------------------|----|---------|----------|
| GNSS 受信機 | GARMIN<br>GPSMAPH1 | 〇個 | 津軽森林管理署 | 令和8年〇月〇日 |
|          |                    |    |         |          |

#### 5 特約事項

- (1) 事業実行にあたっては、労働安全衛生に関する諸法令及び諸通達に示す指導事項を遵守すること。
- (2) 伐採、搬出にあたっては、河川の汚濁防止に努めるとともに、林地保全には万全を期すること。
- (3) 丸太表皮の剥皮防止に努めること。
- (4) 一般材と低質材を仕分けし、素材の混同をしないこと。
- (5) 降雨等による地盤の状況等を適確に把握し、林道・集材路等の悪化及び泥濘化を防止すること。
- (6) 国有林材の生産量を調整する必要がある場合には、生産調整に可能な範囲で協力すること。
- (7) 野生いのししにおけるアフリカ豚熱への対応について、別紙2特約事項を順守すること。

## 別紙

## 請負事業内訳書

| 林小班    | 伐区 | 材種         | 作業工程             | 予定数量(m3) | 事業期間                      | 備考 |
|--------|----|------------|------------------|----------|---------------------------|----|
| 1001い2 |    | 一般材<br>低質材 | 伐木造材・集材<br>運材・巻立 | 140      | (契約締結日の翌日)～<br>令和8年12月25日 |    |
| 1039に1 |    | 一般材<br>低質材 | 伐木造材・集材<br>運材・巻立 | 281      | (契約締結日の翌日)～<br>令和8年12月25日 |    |
| 1039に2 |    | 一般材<br>低質材 | 伐木造材・集材<br>運材・巻立 | 87       | (契約締結日の翌日)～<br>令和8年12月25日 |    |
| 1039ほ1 |    | 一般材<br>低質材 | 伐木造材・集材<br>運材・巻立 | 108      | (契約締結日の翌日)～<br>令和8年12月25日 |    |
| 1039ほ2 |    | 一般材<br>低質材 | 伐木造材・集材<br>運材・巻立 | 102      | (契約締結日の翌日)～<br>令和8年12月25日 |    |
| 1039ほ3 |    | 一般材<br>低質材 | 伐木造材・集材<br>運材・巻立 | 110      | (契約締結日の翌日)～<br>令和8年12月25日 |    |
| 1039ほ4 |    | 一般材<br>低質材 | 伐木造材・集材<br>運材・巻立 | 62       | (契約締結日の翌日)～<br>令和8年12月25日 |    |
| 1039ほ5 |    | 一般材<br>低質材 | 伐木造材・集材<br>運材・巻立 | 43       | (契約締結日の翌日)～<br>令和8年12月25日 |    |
| 1039ほ6 |    | 一般材<br>低質材 | 伐木造材・集材<br>運材・巻立 | 117      | (契約締結日の翌日)～<br>令和8年12月25日 |    |
| 1039と1 |    | 一般材<br>低質材 | 伐木造材・集材<br>運材・巻立 | 83       | (契約締結日の翌日)～<br>令和8年12月25日 |    |
| 1039と2 |    | 一般材<br>低質材 | 伐木造材・集材<br>運材・巻立 | 90       | (契約締結日の翌日)～<br>令和8年12月25日 |    |
| 1039と3 |    | 一般材<br>低質材 | 伐木造材・集材<br>運材・巻立 | 127      | (契約締結日の翌日)～<br>令和8年12月25日 |    |
| 1039と4 |    | 一般材<br>低質材 | 伐木造材・集材<br>運材・巻立 | 86       | (契約締結日の翌日)～<br>令和8年12月25日 |    |
| 1039と5 |    | 一般材<br>低質材 | 伐木造材・集材<br>運材・巻立 | 99       | (契約締結日の翌日)～<br>令和8年12月25日 |    |
| 1039と6 |    | 一般材<br>低質材 | 伐木造材・集材<br>運材・巻立 | 107      | (契約締結日の翌日)～<br>令和8年12月25日 |    |
| 1039ち1 |    | 一般材<br>低質材 | 伐木造材・集材<br>運材・巻立 | 68       | (契約締結日の翌日)～<br>令和8年12月25日 |    |
| 1039ち2 |    | 一般材<br>低質材 | 伐木造材・集材<br>運材・巻立 | 56       | (契約締結日の翌日)～<br>令和8年12月25日 |    |
| 1039ち3 |    | 一般材<br>低質材 | 伐木造材・集材<br>運材・巻立 | 15       | (契約締結日の翌日)～<br>令和8年12月25日 |    |
| 1039ち4 |    | 一般材<br>低質材 | 伐木造材・集材<br>運材・巻立 | 93       | (契約締結日の翌日)～<br>令和8年12月25日 |    |
| 1039ち5 |    | 一般材<br>低質材 | 伐木造材・集材<br>運材・巻立 | 101      | (契約締結日の翌日)～<br>令和8年12月25日 |    |
| 1039ち6 |    | 一般材<br>低質材 | 伐木造材・集材<br>運材・巻立 | 73       | (契約締結日の翌日)～<br>令和8年12月25日 |    |
| 1039ち7 |    | 一般材<br>低質材 | 伐木造材・集材<br>運材・巻立 | 52       | (契約締結日の翌日)～<br>令和8年12月25日 |    |
| 1039ち8 |    | 一般材<br>低質材 | 伐木造材・集材<br>運材・巻立 | 100      | (契約締結日の翌日)～<br>令和8年12月25日 |    |
|        |    |            |                  |          |                           |    |
|        |    |            |                  |          |                           |    |
| 計      |    |            |                  | 2,200    |                           |    |

別紙

検知業務請負作業内訳書

単位：m<sup>3</sup>

| 物件番号 | 材種 | 作業工程   | 予定数量  | 備考 |
|------|----|--------|-------|----|
| 4号   | 素材 | (1)の業務 | 1,432 |    |
|      |    | (2)の業務 | 611   |    |
|      |    | (5)の業務 | 157   |    |
|      |    |        |       |    |
|      |    | 計      | 2,200 |    |

検知業務請負（作業内容）

- (1)の業務 素材の長級・径級を測定、木口表示を行い、指定野帳に記入し、巻立標示板の貼り付け、スプレーの塗布を行う作業。
- (2)の業務 素材の長級・径級を測定、品等格付け、木口表示を行い、指定野帳に記入し、巻立標示板の貼り付け、スプレーの塗布を行う作業。
- (3)の業務 素材の長級・径級を測定、品等格付け、木口表示を行う作業、トラック運材の積み込み本数を確認し送状に記載・交付する作業、及び最終貯木土場において指定野帳に記入し、巻立標示板の貼り付け、スプレーの塗布を行う作業。
- (4)の作業 素材の長級・径級を測定、品等格付け、木口表示、材積計算を行い、送状（概算引渡物件明細書）を交付し、スプレーの塗布を行う作業。
- (5)の作業 低質材及び低評価一般材の層積検知（縦、横、高さを測る）を行い指定野帳に記載し、巻立標示板の貼り付け、スプレーの塗布を行う作業。

## 別紙 2

### 特約事項（製品生産事業）

農林水産省では、専門家による検討等を重ね、今般、野生いのししにおけるアフリカ豚熱（以下、「ASF」という。）の感染確認時の具体的対応が取りまとめられ、都道府県へ通知されたところ。

ASFは、ASFウイルスが豚やいのししに感染することによる発熱や全身の出血性病変を特徴とする致死率の高い伝染病であり、ダニによる媒介、感染畜等との直接的な接触により感染が拡大し、有効なワクチンや治療法はなく、発生した場合の畜産業界への影響が甚大であることから、我が国の家畜伝染病予防法において「家畜伝染病」に指定され、患畜・疑似患畜の速やかな届出とと殺が義務付けられている。

このことから、下記について順守すること。

#### 記

##### 1. 平時における対応について

山林での作業用の靴の履き分けや、下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、感染防止対策に協力すること。

また、野生いのししの死体発見時には死体が所在する県の家畜衛生部局に速やかに通報するとともに、当該森林管理署等へ連絡すること。

##### 2. 感染の疑いが生じた場合の対応

ASF対策として、野生いのししの感染が確認された場合の各県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等に協力すること。

また、各県の行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、本契約の作業を一時中止する可能性がある。

一時中止となった場合は、国有林野事業製品生産事業請負契約約款第 20 条により対応する。

(案)  
造林事業請負契約書

発注者 分任支出負担行為担当官 津軽森林管理署長 ○○ ○○と請負者 株式会社 ○○林業 代表取締役  
○○ ○とは各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び契約内訳書、並びに令和8年3月27日に  
交付した国有林野事業製品生産事業請負契約約款、国有林野事業造林事業請負契約約款、素材の検知業務請負  
契約約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

|               |                               |
|---------------|-------------------------------|
| 案件名称          | 森林環境保全整備事業（矢倉山国有林）            |
| 案件内容・仕様       | <u>別紙契約内訳書のとおり</u>            |
| 契約金額<br>(税込み) | 金 円<br>(うち消費税及び地方消費税相当額 円)    |
| 納入期限          | 令和9年2月26日                     |
| 契約期間          | 令和○年○月○日（契約締結日の翌日）～ 令和9年2月26日 |
| 納入場所・履行場所     | 矢倉山国有林2045い1林小班外              |
| 契約保証金         | 免除                            |
| 備考            |                               |

この契約書の締結の証として、本文書に対し発注者と請負者が署名を行ったものを本システムで保存し、長期にわたって当該契約の成立及び内容を立証する。

令和8年〇月〇日

発注者 分任支出負担行為担当官  
津軽森林管理署長  
〇〇 〇〇

請負者 〒000-000  
〇〇県〇〇市〇〇  
株式会社〇  
代表取締役 〇

契約内訳書

1 事業名、請負物件、契約面積、請負予定数量、請負予定単価、請負予定金額、事業場所及び生産完了検査場所

| 事業名                    | 請負物件          | 契約面積<br>ha | 請 負<br>予定数量<br>m3 | 請負<br>予定<br>単価 | 請負予定金額  | 事業<br>場所                         | 生産完了<br>検査場所 |
|------------------------|---------------|------------|-------------------|----------------|---------|----------------------------------|--------------|
| 森林環境保全整備事業<br>(矢倉山国有林) | 誘導伐           | 7.82       | 1,259             |                | 契約書のとおり | 矢倉山<br>国有林<br>2045い1<br>林小班<br>外 | 指定土場         |
|                        | 保育間伐<br>(活用型) | 101.28     | 5,841             |                |         |                                  |              |
|                        | 植付<br>検知      | (1.90)     | (7,100)           |                |         |                                  |              |
|                        | 計             | 109.10     | 7,100             |                |         |                                  |              |

2 事業期間

自 令和 年 月 日 (契約締結日の翌日)  
至 令和 9年 2月 26日

3 選択条項 別冊約款中选择される条項は次のとおりである。

(選択されるものは○印、削除されるものは×印。)

| 適用削除の区分 | 選択事項                      |         | 選択条項      |
|---------|---------------------------|---------|-----------|
| ×       | 契約保証金の納付                  |         | 第4条第1項第1号 |
| ×       | 契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供 |         | 第4条第1項第2号 |
| ×       | 銀行、甲が確実と認める金融機関等の保証       |         | 第4条第1項第3号 |
| ×       | 公共工事履行保証証券による保証           |         | 第4条第1項第4号 |
| ×       | 履行保証保険契約の締結               |         | 第4条第1項第5号 |
| ×       | 支給材料及び貸与品                 |         | 第15条      |
| ×       | 前金払                       | 分の 以内   | 第35条第1項   |
| ×       | 中間前金払                     |         | 第35条第3項   |
| ○       | 部分払                       | 月 1 回以内 | 第38条      |
| ×       | 国庫債務負担行為に係る契約の特則          |         | 第40条      |

#### 4 支給材料及び貸与物件

| 品名 | 品質規格 | 数量 | 引渡予定場所 | 引渡予定月日 |
|----|------|----|--------|--------|
| なし |      |    |        |        |
|    |      |    |        |        |

#### 5 特約事項

- (1) 事業実行にあたっては、労働安全衛生に関する諸法令及び諸通達に示す指導事項を遵守すること。
- (2) 伐採、搬出にあたっては、河川の汚濁防止に努めるとともに、林地保全には万全を期すること。
- (3) 丸太表皮の剥皮防止に努めること。
- (4) 一般材と低質材を仕分けし、素材の混同をしないこと。
- (5) 降雨等による地盤の状況等を適確に把握し、林道・集材路等の悪化及び泥濘化を防止すること。
- (6) 国有林材の生産量を調整する必要がある場合には、生産調整に可能な範囲で協力すること。
- (7) 野生いのししにおけるアフリカ豚熱への対応について、別紙2特約事項を順守すること。

#### 6 技術提案事項の履行確保

別紙1のとおり

## 請負事業内訳書

| 林小班    | 伐区 | 材種         | 作業工程             | 予定数量(m3) | 事業期間                     | 備考 |
|--------|----|------------|------------------|----------|--------------------------|----|
| 2045い1 |    | 一般材<br>低質材 | 伐木造材・集材<br>運材・巻立 | 628      | (契約締結日の翌日)～<br>令和9年2月26日 |    |
| 2045い2 |    | 一般材<br>低質材 | 伐木造材・集材<br>運材・巻立 | 176      | (契約締結日の翌日)～<br>令和9年2月26日 |    |
| 2045い3 |    | 一般材<br>低質材 | 伐木造材・集材<br>運材・巻立 | 19       | (契約締結日の翌日)～<br>令和9年2月26日 |    |
| 2045に5 |    | 一般材<br>低質材 | 伐木造材・集材<br>運材・巻立 | 257      | (契約締結日の翌日)～<br>令和9年2月26日 |    |
| 2045ほ1 |    | 一般材<br>低質材 | 伐木造材・集材<br>運材・巻立 | 307      | (契約締結日の翌日)～<br>令和9年2月26日 |    |
| 2045ほ2 |    | 一般材<br>低質材 | 伐木造材・集材<br>運材・巻立 | 30       | (契約締結日の翌日)～<br>令和9年2月26日 |    |
| 2045ほ3 |    | 一般材<br>低質材 | 伐木造材・集材<br>運材・巻立 | 117      | (契約締結日の翌日)～<br>令和9年2月26日 |    |
| 2045ほ6 |    | 一般材<br>低質材 | 伐木造材・集材<br>運材・巻立 | 298      | (契約締結日の翌日)～<br>令和9年2月26日 |    |
| 2045へ1 |    | 一般材<br>低質材 | 伐木造材・集材<br>運材・巻立 | 156      | (契約締結日の翌日)～<br>令和9年2月26日 |    |
| 2045へ2 |    | 一般材<br>低質材 | 伐木造材・集材<br>運材・巻立 | 124      | (契約締結日の翌日)～<br>令和9年2月26日 |    |
| 2045へ3 |    | 一般材<br>低質材 | 伐木造材・集材<br>運材・巻立 | 61       | (契約締結日の翌日)～<br>令和9年2月26日 |    |
| 2045ち3 |    | 一般材<br>低質材 | 伐木造材・集材<br>運材・巻立 | 138      | (契約締結日の翌日)～<br>令和9年2月26日 |    |
| 2045り  |    | 一般材<br>低質材 | 伐木造材・集材<br>運材・巻立 | 23       | (契約締結日の翌日)～<br>令和9年2月26日 |    |
| 2045ぬ1 |    | 一般材<br>低質材 | 伐木造材・集材<br>運材・巻立 | 229      | (契約締結日の翌日)～<br>令和9年2月26日 |    |
| 2045ぬ2 |    | 一般材<br>低質材 | 伐木造材・集材<br>運材・巻立 | 236      | (契約締結日の翌日)～<br>令和9年2月26日 |    |
| 2045ぬ3 |    | 一般材<br>低質材 | 伐木造材・集材<br>運材・巻立 | 545      | (契約締結日の翌日)～<br>令和9年2月26日 |    |
| 2045ぬ4 |    | 一般材<br>低質材 | 伐木造材・集材<br>運材・巻立 | 21       | (契約締結日の翌日)～<br>令和9年2月26日 |    |
| 2045ぬ5 |    | 一般材<br>低質材 | 伐木造材・集材<br>運材・巻立 | 16       | (契約締結日の翌日)～<br>令和9年2月26日 |    |
| 2045る1 |    | 一般材<br>低質材 | 伐木造材・集材<br>運材・巻立 | 369      | (契約締結日の翌日)～<br>令和9年2月26日 |    |
| 2045る7 |    | 一般材<br>低質材 | 伐木造材・集材<br>運材・巻立 | 88       | (契約締結日の翌日)～<br>令和9年2月26日 |    |
| 2045か  |    | 一般材<br>低質材 | 伐木造材・集材<br>運材・巻立 | 174      | (契約締結日の翌日)～<br>令和9年2月26日 |    |
| 2047に  |    | 一般材<br>低質材 | 伐木造材・集材<br>運材・巻立 | 1,947    | (契約締結日の翌日)～<br>令和9年2月26日 |    |
| 2047ほ  |    | 一般材<br>低質材 | 伐木造材・集材<br>運材・巻立 | 1,004    | (契約締結日の翌日)～<br>令和9年2月26日 |    |
| 2049に3 |    | 一般材<br>低質材 | 伐木造材・集材<br>運材・巻立 | 137      | (契約締結日の翌日)～<br>令和9年2月26日 |    |
| 計      |    |            |                  | 7,100    |                          |    |



## 検知業務請負作業内訳書

単位：m<sup>3</sup>

| 物件番号 | 材種 | 作業工程    | 予定数量  | 備考 |
|------|----|---------|-------|----|
| 5号   | 素材 | (1) の業務 | 3,171 |    |
|      |    | (2) の業務 | 1,357 |    |
|      |    | (5) の業務 | 2,572 |    |
|      |    |         |       |    |
|      |    | 計       | 7,100 |    |

## 検知業務請負（作業内容）

- (1) の業務 素材の長級・径級を測定、木口表示を行い、指定野帳に記入し、巻立標示板の貼り付け、スプレーの塗布を行う作業。
- (2) の業務 素材の長級・径級を測定、品等格付け、木口表示を行い、指定野帳に記入し、巻立標示板の貼り付け、スプレーの塗布を行う作業。
- (3) の業務 素材の長級・径級を測定、品等格付け、木口表示を行う作業、トラック運材の積み込み本数を確認し送状に記載・交付する作業、及び最終貯木土場において指定野帳に記入し、巻立標示板の貼り付け、スプレーの塗布を行う作業。
- (4) の作業 素材の長級・径級を測定、品等格付け、木口表示、材積計算を行い、送状（概算引渡物件明細書）を交付し、スプレーの塗布を行う作業。
- (5) の作業 低質材及び低評価一般材の層積検知（縦、横、高さを測る）を行い指定野帳に記載し、巻立標示板の貼り付け、スプレーの塗布を行う作業。

別紙 1

技術提案事項の履行確保

請負者は、令和〇年〇月〇日付けで提出のあった技術提案書で提示した技術等については、次のとおり評価された項目及び内容の履行を確保するものとする。

| 項 目            | 評価 | 内 容                      |
|----------------|----|--------------------------|
| 事業計画の工程管理      | －  | 事業計画の工程管理及び工程管理に係わる工夫・提案 |
| 事業の計画・実施に係わる提案 | －  | 事業計画上の考慮事項に係わる工夫・提案      |
|                | －  | 自然環境への配慮、生産性向上に係わる工夫・提案  |
|                | －  | 品質管理に係わる工夫・提案            |
|                | －  | 安全対策に係わる工夫・提案            |
| 一貫作業における効率化の工夫 | －  | 造林経費削減の提案                |
|                | －  | 造林作業の省力・省略化の提案           |
|                | －  | 確実な更新と保育経費削減の提案          |

## 別紙 2

### 特約事項（製品生産事業）

農林水産省では、専門家による検討等を重ね、今般、野生いのししにおけるアフリカ豚熱（以下、「ASF」という。）の感染確認時の具体的対応が取りまとめられ、都道府県へ通知されたところ。

ASFは、ASFウイルスが豚やいのししに感染することによる発熱や全身の出血性病変を特徴とする致死率の高い伝染病であり、ダニによる媒介、感染畜等との直接的な接触により感染が拡大し、有効なワクチンや治療法はなく、発生した場合の畜産業界への影響が甚大であることから、我が国の家畜伝染病予防法において「家畜伝染病」に指定され、患畜・疑似患畜の速やかな届出とと殺が義務付けられている。

このことから、下記について順守すること。

#### 記

##### 1. 平時における対応について

山林での作業用の靴の履き分けや、下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、感染防止対策に協力すること。

また、野生いのししの死体発見時には死体が所在する県の家畜衛生部局に速やかに通報するとともに、当該森林管理署等へ連絡すること。

##### 2. 感染の疑いが生じた場合の対応

ASF対策として、野生いのししの感染が確認された場合の各県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等に協力すること。

また、各県の行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、本契約の作業を一時中止する可能性がある。

一時中止となった場合は、国有林野事業製品生産事業請負契約約款第 20 条により対応する。

(案)  
造林事業請負契約書

発注者 分任支出負担行為担当官 津軽森林管理署長 ○○ ○○と請負者 株式会社 ○○林業 代表取締役  
○○ ○とは各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び契約内訳書、並びに令和8年3月27日に  
交付した国有林野事業製品生産事業請負契約約款、国有林野事業造林事業請負契約約款、素材の検知業務請負  
契約約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

|               |                               |
|---------------|-------------------------------|
| 案件名称          | 森林環境保全整備事業（砂子川国有林外）           |
| 案件内容・仕様       | 別紙契約内訳書のとおり                   |
| 契約金額<br>(税込み) | 金 円<br>(うち消費税及び地方消費税相当額 円)    |
| 納入期限          | 令和9年2月26日                     |
| 契約期間          | 令和○年○月○日（契約締結日の翌日）～ 令和9年2月26日 |
| 納入場所・履行場所     | 砂子川国有林3012い1林小班外              |
| 契約保証金         | 免除                            |
| 備考            |                               |

この契約書の締結の証として、本文書に対し発注者と請負者が署名を行ったものを本システムで保存し、長期にわたって当該契約の成立及び内容を立証する。

令和8年〇月〇日

発注者 分任支出負担行為担当官  
津軽森林管理署長  
〇〇 〇〇

請負者 〒000-000  
〇〇県〇〇市〇〇  
株式会社〇  
代表取締役 〇

契約内訳書

1 事業名、請負物件、契約面積、請負予定数量、請負予定単価、請負予定金額、事業場所及び生産完了検査場所

| 事業名                     | 請負物件          | 契約面積<br>ha | 請 負<br>予定数量<br>m3 | 請負<br>予定<br>単価 | 請負予定金額  | 事業<br>場所                         | 生産完了<br>検査場所 |
|-------------------------|---------------|------------|-------------------|----------------|---------|----------------------------------|--------------|
| 森林環境保全整備事業<br>(砂子川国有林外) | 育成受光伐         | 5.09       | 668               |                | 契約書のとおり | 砂子川<br>国有林<br>3012い1<br>林小班<br>外 | 指定土場         |
|                         | 保育間伐<br>(活用型) | 81.12      | 7,432             |                |         |                                  |              |
|                         | 検知            |            | (8,100)           |                |         |                                  |              |
|                         | 計             | 86.21      | 8,100             |                |         |                                  |              |

2 事業期間

自 令和 年 月 日 (契約締結日の翌日)  
至 令和 9年 2月 26日

3 選択条項 別冊約款中选择される条項は次のとおりである。

(選択されるものは○印、削除されるものは×印。)

| 適用削除の区分 | 選択事項                      |         | 選択条項      |
|---------|---------------------------|---------|-----------|
| ×       | 契約保証金の納付                  |         | 第4条第1項第1号 |
| ×       | 契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供 |         | 第4条第1項第2号 |
| ×       | 銀行、甲が確実と認める金融機関等の保証       |         | 第4条第1項第3号 |
| ×       | 公共工事履行保証証券による保証           |         | 第4条第1項第4号 |
| ×       | 履行保証保険契約の締結               |         | 第4条第1項第5号 |
| ×       | 支給材料及び貸与品                 |         | 第15条      |
| ×       | 前金払                       | 分の 以内   | 第35条第1項   |
| ×       | 中間前金払                     |         | 第35条第3項   |
| ○       | 部分払                       | 月 1 回以内 | 第38条      |
| ×       | 国庫債務負担行為に係る契約の特則          |         | 第40条      |

#### 4 支給材料及び貸与物件

| 品名 | 品質規格 | 数量 | 引渡予定場所 | 引渡予定月日 |
|----|------|----|--------|--------|
| なし |      |    |        |        |
|    |      |    |        |        |

#### 5 特約事項

- (1) 事業実行にあたっては、労働安全衛生に関する諸法令及び諸通達に示す指導事項を遵守すること。
- (2) 伐採、搬出にあたっては、河川の汚濁防止に努めるとともに、林地保全には万全を期すること。
- (3) 丸太表皮の剥皮防止に努めること。
- (4) 一般材と低質材を仕分けし、素材の混同をしないこと。
- (5) 降雨等による地盤の状況等を適確に把握し、林道・集材路等の悪化及び泥濘化を防止すること。
- (6) 国有林材の生産量を調整する必要がある場合には、生産調整に可能な範囲で協力すること。
- (7) 野生いのししにおけるアフリカ豚熱への対応について、別紙2特約事項を順守すること。

#### 6 技術提案事項の履行確保

別紙1のとおり

## 別紙

## 請負事業内訳書

| 林小班    | 伐区 | 材種         | 作業工程             | 予定数量(m3) | 事業期間                     | 備考 |
|--------|----|------------|------------------|----------|--------------------------|----|
| 3012い1 |    | 一般材<br>低質材 | 伐木造材・集材<br>運材・巻立 | 57       | (契約締結日の翌日)～<br>令和9年2月26日 |    |
| 3012ろ1 |    | 一般材<br>低質材 | 伐木造材・集材<br>運材・巻立 | 8        | (契約締結日の翌日)～<br>令和9年2月26日 |    |
| 3012へ  |    | 一般材<br>低質材 | 伐木造材・集材<br>運材・巻立 | 668      | (契約締結日の翌日)～<br>令和9年2月26日 |    |
| 3012る1 |    | 一般材<br>低質材 | 伐木造材・集材<br>運材・巻立 | 429      | (契約締結日の翌日)～<br>令和9年2月26日 |    |
| 3012る2 |    | 一般材<br>低質材 | 伐木造材・集材<br>運材・巻立 | 27       | (契約締結日の翌日)～<br>令和9年2月26日 |    |
| 3013ぬ  |    | 一般材<br>低質材 | 伐木造材・集材<br>運材・巻立 | 80       | (契約締結日の翌日)～<br>令和9年2月26日 |    |
| 3013る3 |    | 一般材<br>低質材 | 伐木造材・集材<br>運材・巻立 | 211      | (契約締結日の翌日)～<br>令和9年2月26日 |    |
| 3013る4 |    | 一般材<br>低質材 | 伐木造材・集材<br>運材・巻立 | 65       | (契約締結日の翌日)～<br>令和9年2月26日 |    |
| 3013わ  |    | 一般材<br>低質材 | 伐木造材・集材<br>運材・巻立 | 106      | (契約締結日の翌日)～<br>令和9年2月26日 |    |
| 3014い1 |    | 一般材<br>低質材 | 伐木造材・集材<br>運材・巻立 | 302      | (契約締結日の翌日)～<br>令和9年2月26日 |    |
| 3014い2 |    | 一般材<br>低質材 | 伐木造材・集材<br>運材・巻立 | 326      | (契約締結日の翌日)～<br>令和9年2月26日 |    |
| 3014ろ  |    | 一般材<br>低質材 | 伐木造材・集材<br>運材・巻立 | 345      | (契約締結日の翌日)～<br>令和9年2月26日 |    |
| 3014は  |    | 一般材<br>低質材 | 伐木造材・集材<br>運材・巻立 | 93       | (契約締結日の翌日)～<br>令和9年2月26日 |    |
| 3014よ3 |    | 一般材<br>低質材 | 伐木造材・集材<br>運材・巻立 | 78       | (契約締結日の翌日)～<br>令和9年2月26日 |    |
| 3014た  |    | 一般材<br>低質材 | 伐木造材・集材<br>運材・巻立 | 270      | (契約締結日の翌日)～<br>令和9年2月26日 |    |
| 3014つ  |    | 一般材<br>低質材 | 伐木造材・集材<br>運材・巻立 | 23       | (契約締結日の翌日)～<br>令和9年2月26日 |    |
| 3014や  |    | 一般材<br>低質材 | 伐木造材・集材<br>運材・巻立 | 572      | (契約締結日の翌日)～<br>令和9年2月26日 |    |
| 3016い  |    | 一般材<br>低質材 | 伐木造材・集材<br>運材・巻立 | 398      | (契約締結日の翌日)～<br>令和9年2月26日 |    |
| 3017い  |    | 一般材<br>低質材 | 伐木造材・集材<br>運材・巻立 | 144      | (契約締結日の翌日)～<br>令和9年2月26日 |    |
| 3017ろ  |    | 一般材<br>低質材 | 伐木造材・集材<br>運材・巻立 | 974      | (契約締結日の翌日)～<br>令和9年2月26日 |    |
| 3017は  |    | 一般材<br>低質材 | 伐木造材・集材<br>運材・巻立 | 22       | (契約締結日の翌日)～<br>令和9年2月26日 |    |
| 3017に1 |    | 一般材<br>低質材 | 伐木造材・集材<br>運材・巻立 | 106      | (契約締結日の翌日)～<br>令和9年2月26日 |    |

## 別紙

## 請負事業内訳書

| 林小班    | 伐区 | 材種         | 作業工程             | 予定数量(m3) | 事業期間                     | 備考 |
|--------|----|------------|------------------|----------|--------------------------|----|
| 3017へ  |    | 一般材<br>低質材 | 伐木造材・集材<br>運材・巻立 | 92       | (契約締結日の翌日)～<br>令和9年2月26日 |    |
| 3017ち1 |    | 一般材<br>低質材 | 伐木造材・集材<br>運材・巻立 | 488      | (契約締結日の翌日)～<br>令和9年2月26日 |    |
| 3017ち2 |    | 一般材<br>低質材 | 伐木造材・集材<br>運材・巻立 | 273      | (契約締結日の翌日)～<br>令和9年2月26日 |    |
| 3017り1 |    | 一般材<br>低質材 | 伐木造材・集材<br>運材・巻立 | 878      | (契約締結日の翌日)～<br>令和9年2月26日 |    |
| 3017り2 |    | 一般材<br>低質材 | 伐木造材・集材<br>運材・巻立 | 592      | (契約締結日の翌日)～<br>令和9年2月26日 |    |
| 3017ぬ  |    | 一般材<br>低質材 | 伐木造材・集材<br>運材・巻立 | 473      | (契約締結日の翌日)～<br>令和9年2月26日 |    |
| 計      |    |            |                  | 8,100    |                          |    |

## 検知業務請負作業内訳書

単位：m<sup>3</sup>

| 物件番号 | 材種 | 作業工程    | 予定数量  | 備考 |
|------|----|---------|-------|----|
| 6号   | 素材 | (1) の業務 | 3,587 |    |
|      |    | (2) の業務 | 1,534 |    |
|      |    | (5) の業務 | 2,979 |    |
|      |    |         |       |    |
|      |    | 計       | 8,100 |    |

## 検知業務請負（作業内容）

- (1) の業務 素材の長級・径級を測定、木口表示を行い、指定野帳に記入し、巻立標示板の貼り付け、スプレーの塗布を行う作業。
- (2) の業務 素材の長級・径級を測定、品等格付け、木口表示を行い、指定野帳に記入し、巻立標示板の貼り付け、スプレーの塗布を行う作業。
- (3) の業務 素材の長級・径級を測定、品等格付け、木口表示を行う作業、トラック運材の積み込み本数を確認し送状に記載・交付する作業、及び最終貯木土場において指定野帳に記入し、巻立標示板の貼り付け、スプレーの塗布を行う作業。
- (4) の作業 素材の長級・径級を測定、品等格付け、木口表示、材積計算を行い、送状（概算引渡物件明細書）を交付し、スプレーの塗布を行う作業。
- (5) の作業 低質材及び低評価一般材の層積検知（縦、横、高さを測る）を行い指定野帳に記載し、巻立標示板の貼り付け、スプレーの塗布を行う作業。

別紙 1

技術提案事項の履行確保

請負者は、令和〇年〇月〇日付けで提出のあった技術提案書で提示した技術等については、次のとおり評価された項目及び内容の履行を確保するものとする。

| 項 目            | 評価 | 内 容                      |
|----------------|----|--------------------------|
| 事業計画の工程管理      | －  | 事業計画の工程管理及び工程管理に係わる工夫・提案 |
| 事業の計画・実施に係わる提案 | －  | 事業計画上の考慮事項に係わる工夫・提案      |
|                | －  | 自然環境への配慮、生産性向上に係わる工夫・提案  |
|                | －  | 品質管理に係わる工夫・提案            |
|                | －  | 安全対策に係わる工夫・提案            |

## 別紙 2

### 特約事項（製品生産事業）

農林水産省では、専門家による検討等を重ね、今般、野生いのししにおけるアフリカ豚熱（以下、「ASF」という。）の感染確認時の具体的対応が取りまとめられ、都道府県へ通知されたところ。

ASFは、ASFウイルスが豚やいのししに感染することによる発熱や全身の出血性病変を特徴とする致死率の高い伝染病であり、ダニによる媒介、感染畜等との直接的な接触により感染が拡大し、有効なワクチンや治療法はなく、発生した場合の畜産業界への影響が甚大であることから、我が国の家畜伝染病予防法において「家畜伝染病」に指定され、患畜・疑似患畜の速やかな届出とと殺が義務付けられている。

このことから、下記について順守すること。

#### 記

##### 1. 平時における対応について

山林での作業用の靴の履き分けや、下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、感染防止対策に協力すること。

また、野生いのししの死体発見時には死体が所在する県の家畜衛生部局に速やかに通報するとともに、当該森林管理署等へ連絡すること。

##### 2. 感染の疑いが生じた場合の対応

ASF対策として、野生いのししの感染が確認された場合の各県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等に協力すること。

また、各県の行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、本契約の作業を一時中止する可能性がある。

一時中止となった場合は、国有林野事業製品生産事業請負契約約款第 20 条により対応する。